

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○社債等登録機関を指定する件
(金融庁・法務三)

○電波有効利用促進センターの事務所
の所在地を変更する件(総務一七)

○委員長に事故がある場合における委
員長の職務を代理すべき者を定めた
件(中央選挙管理会一)

○平成十七年九月十一日執行の衆議院
比例代表選出議員選挙四国選挙区及
び九州選挙区における選挙長及びそ
の職務代理者を選任した件(同二)

○戸籍法第一百七条の二第二項の規定
による指定に関する件(法務九二)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成十八年度の初日から平
成十九年一月三十一日までの輸入数
量を告示(財務六三)

○平成十八年度の初日から平成十九年
一月三十一日までの生鮮等牛肉及び
冷凍牛肉の各輸入数量を告示
(同六四)

○平成十八年度の初日から平成十九年
一月三十一日までの豚肉等並びに生
きている豚及び豚肉等の輸入数量を
告示(同六五)

○関税暫定措置法第八條の四第一項の
規定に基づき、特定特惠鉱工業産品
等について、輸入額等が限度額等を
超えることとなった特定特惠鉱工業
産品等及び月を告示する件(同六六)

○個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件の一部を
改正する件(同六七)

○認定特定非常利活動法人を公示する
件の一部を改正する件
(国税庁五、六)

○特定先端大型研究施設の共用の促進
に関する法律第十一条第一項に基づ
く登録施設利用促進機関を登録した
件(文部科学二五)

○薬事法第二十三条の二第一項の規定
により厚生労働大臣が基準を定めて
指定する医療機器の一部を改正する
件(厚生労働二七)

○健康保険法施行令第四十三条第一項
第二号の規定に基づき厚生労働大臣
が定める療養の一部を改正する件
(同二八)

○船員保険法第三十三条ノ九第三項の
規定に基づき、厚生労働大臣の定め
る失業保険金日額を定める件の一
部を改正する件(同二九)

○船員保険法第五十条ノ九第一項の規
定に基づき、葬祭料の額を定める件
の一部を改正する件(同三〇)

○船員保険法施行令第十一条第一項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣の
定める療養の一部を改正する件
(同三一)

○国民健康保険法施行令第二十九条の
四第一項第二号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める療養の一部を改正
する件(同三二)

○国民健康保険法施行規則第五条の五
第十二号の規定に基づき厚生労働大
臣が定める医療に関する給付の一部
を改正する件(同三三)

○国民健康保険法施行規則第二十七条
の十五第一項第八号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める医療に関する
給付を定める件(同三四)

○国民健康保険法施行規則第二十七条
の十五第二項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める医療に関する
給付を定める件(同三五)

○保安林の指定をする件
(農林水産二二五ノ二二八)

○保安林の指定を解除する件
(同二二九、二三〇)

○都市再開発法の規定により施行規程
及び事業計画の変更を認可した件
(国土交通二三〇)

○都市再開発法の規定により事業計画
の変更を認可した件(同二三一)

○船舶気象通報規程の一部を改正する
件(海上保安庁五四)

○水路測量の実施に関する件
(同五五、五六)

○道路に関する件
(四国地方整備局一五、一六)

○道路に関する件
(九州地方整備局三二ノ三四)

[国会事項]

[皇室事項]

[官庁報告]

官庁事項

労働

四国地方整備局公示(四国地方整備局)

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

平成十九年度自動車整備士技能検定試
験の実施について(国土交通省)

(公 告)

諸事項

官庁

経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定附属
書一の日本国の表において関税の讓
許が一定の額を限度の基準として定
められている物品の輸入額、入札公
告関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、
再生関係

特殊法人等

日本銀行基準割引率および基準貸付
利率変更、厚生年金基金清算終了、
清算人退任関係

会社その他

会社その他

○厚生労働省告示第二十七号
 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三
 条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告
 示第百十二号）の一部を次のように改正する。
 平成十九年二月二十八日

別表に次のように加える。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

三百八十	1 単回使用胆管造影用針	T三三〇七	直接又は経皮経肝的に胆管を穿刺し、胆管造影用の造影剤を胆管に手動で注入すること又は薬液を注入すること、排液すること若しくはガイドワイヤの挿入の補助具として使用する（造影剤注入装置に接続して使用することを除く）。
三百八十	1 造影剤注入用針	T六一三〇	局所麻酔用の歯科用カトリッジ注射筒に装着して使用すること。
三百八十	1 血液ガス検体採取用注射筒	T三三〇五	造影剤注入装置若しくはシリンジブンプに接続し、又は手動によつて造影剤を静脈又はリンパ管に注入すること。
三百八十	1 単回使用自動ランセット	T三二五七	採血容器（採血針付き採血容器を含む）及び密封用具により構成され、主として血液ガスの測定を目的として動脈血を採取すること。
三百八十	1 気管・気管支用イントロデューサ 2 カテーテルイントロデューサ 3 静脈用カテーテルイントロデューサキット 4 止血弁付カテーテルイントロデューサ	T三二六一	体内にカテーテル等を経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。
三百八十	1 造影用耐圧チューブ 2 血管造影用活栓 3 針なし造影剤用輸液セット	T三二五二	特定の器官系又は体部の動脈のX線撮影における可視化の準備に用いること。
三百九十	1 圧カモニタリング用チューブセット 2 圧カモニタリング用ダンピングデバイス 3 圧モニタリング用ストツブコック 4 採血ポート付採血キット 5 連続流式フラッシュシユデバイス	T三三五一	カテーテルに接続し、又は血管に穿刺することにより観血的血圧測定又は脳脊髄液圧測定に使用する圧トランスデューサと組み合わせて使用すること。

三百九十	1 イントロデューサ針	T三二六二	カテーテル又はガイドワイヤの配置及び操作を目的として、これらを体内に通ずるために用いること。
三百九十	1 オブチュレータ	T三二五九	血管用又は透折用のチューブ等の内腔に挿入し、体内からの血液等の漏出防止及びチューブ等の折れ防止に用いること。
三百九十	1 経腸栄養ポンプ用消化器用ストツブコック 2 ポンプ用経腸栄養延長チューブ	T三二六四	経腸栄養ライン（経腸栄養ポンプを用いるものを含む）に接続し、延長又は液体の流路方向の制御を行うこと。
三百九十	1 インスリンポンプ用輸液セット	T三二五六	皮下又は血管にインスリンを微量持続投与するためにインスリンポンプに取り付けられた注射筒に接続すること。
三百九十	1 酸素濃縮装置	T七二〇九	周囲の空気から酸素又は酸素を分離することにより、酸素分圧の高い空気を作り出し、患者に供給すること。
三百九十	1 カテーテル拡張器	T三二六〇	カテーテル又はガイドワイヤの導入又は操作のために、内腔又は開口部を拡張又は拡大すること。ただし、ハブが付いていないものにあつては、頭部外科用、胃瘻用、胆道瘻孔用、腎瘻用、鎖骨下用、末梢血管用又は大腿血管用に限る。

○厚生労働省告示第二十八号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。
 平成十九年二月二十八日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 題名中「第四十三条第一項第二号」を「第四十三条第一項第一号及び第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二十九号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第八十七号（船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める失業保険金日額表を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。ただし、同日前の日に係る失業保険金及び失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十五年五月一日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者に係る失業保険金の日額については、なお従前の例による。
 平成十九年二月二十八日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

失業保険金日額表中

2,100円未満	2,100円未満	1,670円
2,100円以上	2,433円未満	1,820円
2,433円以上	2,767円未満	2,080円
2,767円以上	3,100円未満	2,340円
3,100円以上	3,367円未満	2,620円
3,367円未満		2,620円

を改める。

○厚生労働省告示第三十号
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十条ノ九第二項第一号の規定に基づき、昭和六十一年厚生省告示第六十八号（船員保険法第五十条ノ九第一項の規定に基づき、葬祭料の額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。ただし、同日前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

平成十九年二月二十八日
「九十八万円」を「百二十一万円」に改める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第一条第一号及び第三号の規定に基づき、船員保険法施行令第十一号第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十二号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四第一項第一号及び第三号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十三号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第十二号及び第二十七号の十二第十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十二条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十四号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第五項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付

四 昭和四十八年四月十七日衛発第二四四二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

五 昭和五十九年四月十日衛発第二四六六号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給

六 平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

七 平成四年四月三十日環保業第二二二七号環境事務次官通知「水保病総合対策費の国庫補助に付いて」による療養費及び研究治療費の支給

八 平成十五年六月六日環保企発第三〇三〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給

九 平成十七年五月二十四日環保企発第三〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○厚生労働省告示第三十五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十六号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十七号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十八号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十九号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫